

## 副理事・機構長の掌理する業務の実施等に関する要項

- 第1 この要項は、総長又は理事を補佐するための職に関する要項（平成20年10月21日総長裁定）第2第2項に定めるところにより、副理事のうち、高等教育研究開発推進機構長、環境安全保健機構長、国際交流推進機構長、情報環境機構長、図書館機構長又は産官学連携本部長を兼ねるもの（以下「副理事・機構長」という。）について、その掌理する業務の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2 副理事・機構長は、当該機構における業務及びこれに関連する業務で当該副理事の担当に属するもののうち、特に重要な事項に係る方針等については、あらかじめ役員会又はその構成員が全て加わった会議において当該事案の内容について説明し、その了承を得るものとする。
- 2 前項の会議における了承を得るまでの手続等を円滑に行うため、機構ごとに連絡調整に当たる理事を定める。
- 3 副理事・機構長は、第1項の手続に関し、前項の理事と連絡調整し、その円滑な進行等に努めるものとする。
- 第3 副理事・機構長は、第2第1項により了承を得た方針等に基づき当該業務を掌理し、及び当該業務に係る総長の職務を分担管理する。
- 第4 この要項の実施に伴い、当該事案を担当する理事が置かれない場合における学内規程中の担当理事の取扱いについては、当分の間、総長が指名する副理事・機構長と読み替えるものとする。ただし、委員会委員の規定に係る担当理事の取扱いについては、第2第2項の規定による理事と読み替えるものとする。
- 第5 この要項に定めるもののほか、副理事・機構長の掌理する業務の実施に関し必要な事項は、総長が定める。

### 附 則

この要項は、平成22年11月25日から実施し、平成22年10月1日から適用する。